

企支第2056号
令和2年11月13日

一般社団法人 神奈川県経営者協会会長 様

神奈川県知事 黒岩 祐治



下請取引の適正化について（依頼）

県行政の推進につきまして、日頃より多大なご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、公正取引委員会、中小企業庁及び公益財団法人神奈川産業振興センターと連携して、下請取引の適正化を図るとともに、安定的な受注の確保ができるよう、受発注取引あっせん等の様々な施策を講じております。

現在、新型コロナウイルス感染症により、多くの事業者が甚大な影響を受けております。特に、経営基盤の弱い中小企業者・小規模事業者はより深刻であり、親事業者と下請け事業者の取引については「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」に則った、より一層の配慮が求められます。

そこで、県では、県は県内親事業者に対し、別添写しのとおり文書で依頼したところで

す。貴団体におかれましても、これまでも下請取引の適正化等にご協力いただいているところですが、県内下請中小企業への発注企業側の残業規制・人手不足のしわ寄せで受注側の生産性悪化に至らぬよう、貴団体所属の親事業者の皆様に対し周知いただくようお願いいたします。

問合せ先

産業労働局中小企業部中小企業支援課

団体指導グループ 塩谷

電話 (045) 210-5553 (直通)